

新型コロナウイルス感染拡大状況に応じた活動レベル指針

2021年10月1日現在の本学の活動レベルは、すべての項目においてレベル1です。

この活動レベル指針は、今後の状況の変化により、内容を変更する可能性があります。

詳細な本学の新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、対応方針を随時更新して、ホームページ等でお知らせします。

2021年10月1日

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 新型コロナウイルス感染症対策本部

| 本学活動レベル | 判断基準 | | キャンパス入構 | 授業 | 課外活動 | 施設利用 (学生・教職員以外) | 研究活動 | 業務 |
|---------|---|--|--|----------------------------------|---|---|--|--|
| | 本学の状況 | 社会地域の状況 | | | | | | |
| 0 | 感染を予防でき、拡大の懸念がない状況 | 政府・自治体等による感染拡大防止のための要請が発出されていない状況 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 1 | 次のいずれかの状況にある場合 ・学生や教職員が感染したもの、学内での感染者集団の形成には至らず、本学の活動に影響がない状況 ・学内で感染者集団が発生し、施設の一時閉鎖で收まり、本学の活動に大きな影響がないと判断できる状況 | 政府・自治体等から不要不急の外出や感染拡大に留意した行動が求められている状況 | 感染防止対策を講じたうえで、可。学生・教職員以外、不要不急の来学自粛。(来学時には受付が必要) | 感染防止対策を講じたうえで、対面授業を実施(一部オンライン併用) | 原則自粛。ただし、感染症対策を講じた活動計画書を提出し、許可された場合は活動可能。 | 感染症対策を講じたうえで、対策本部にて認められた場合のみ可。 | 感染防止対策を講じたうえで、出校可能。感染拡大地域への出張は自粛。 | 感染防止対策を講じたうえで、出校可能。窓口通常取扱時間。 |
| 2 | 次のいずれかの状況にある場合 ・学内で感染者集団が発生し、施設の一時閉鎖が同一の週に複数発生した状況 ・学内で感染者集団が発生し、相当数の学生や教職員が利用する施設が一時閉鎖となり、本学の活動を継続するうえで支障があると判断できる状況 | 緊急事態宣言発令や政府・自治体等から不要不急の外出や大規模なイベントの開催自粛等が要請されている状況 | 不要不急の入構自粛。緊急事態宣言区域・外出・移動制限地域からの来学の禁止。(教職員・学生、対策本部にて入構を認められた者を除く) | 感染防止対策を講じた対面授業とオンライン授業を併用する。 | 原則自粛。感染症対策を講じた活動計画書を提出し、許可された場合は活動可能。公式大会については、主催者の要項に準じ、許可することができる。ただし、合宿、練習試合は原則禁止。 | 原則不可。やむを得ない事情により、対策本部にて認められた場合のみ可。 ※下欄参照 | 業務上、必要な場合に限り、感染防止対策を講じたうえで、出校可能。感染拡大地域への出張は自粛。 | 事務は、別室勤務推奨。窓口時間を短縮して、業務を遂行 ※下欄参照 |
| 3 | 学内で感染者集団が発生し、キャンパスの一時閉鎖が必要な状況 | 政府・自治体からの施設使用制限要請が発出された場合 | 原則入構禁止。事由により事前予約、許可制 | オンライン授業 | 活動禁止 | 不可 | 大学機能維持のため最小限のみ出校可 | 大学機能維持業務に必要な職員のみ出勤。在宅勤務。窓口はメールまたは電話にて対応。 |
| 4 | 次のいずれかの状況にある場合 ・学内で感染者集団が発生し、一時閉鎖が必要な状況 ・自治体からの要請により、大学を閉鎖すべき状況 ・自治体からの要請により、通学や通勤が困難な状況 | 学内で集団感染発生するなど、政府・自治体から、大学が閉鎖、外出制限などが必要な場合 | 入構禁止 | オンライン授業 | 活動禁止 | 不可 | 大学機能維持のため最小限のみ出校可 | 大学機能維持業務に必要な職員のみ出勤。在宅勤務。窓口はメールにて対応。 |

※1 10/1付けホームページ「学内施設の利用について(10/1～)」を参照してください。

その他、イベントの開催、会議は、政府や自治体等の判断に準じて決定します。